

松戸市公の施設(松戸市文化会館・松戸市民劇場)の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条の規定に基づき、松戸市文化会館及び、松戸市民劇場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地

松戸市文化会館 松戸市千駄堀646番地の4

松戸市民劇場 松戸市本町11番地の6

2. 指定管理者となる団体

松戸市千駄堀646番地の4
公益財団法人 松戸市文化振興財団
理事長 仲田 栄司

3. 指定管理の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日(4年間)

4. 選定理由

選考委員会の審査の結果、これまでの施設の維持管理運営の実績、文化事業に対する基本方針等を勘案して、選定基準に照らし、指定管理者候補者として適当であると認められた

5. 選定審査手順

応募書類受付

平成25年 9月19日(木)

公の施設の指定管理者候補者選定委員会

1回目:平成25年10月7日(月)

2回目:平成25年10月21日(月)

指定管理者候補者選定結果通知

平成25年10月21日(月) (選考委員会→社会教育課)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

平成25年12月3日(火)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決

平成25年12月19日(木)

指定管理者の告示

平成25年12月27日(金)

指定管理者への指定の通知

平成25年12月27日(金)